

動薬協会発 21 号
平成 31 年 4 月 24 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

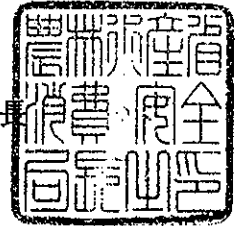
平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（31 消安第 152 号）がありましたので、お知らせします。

31 消安第 152 号
平成 31 年 4 月 22 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙のとおり本日付けで改正されましたので御承知願います。本件について、貴団体傘下の会員又は組合員への周知徹底方をお願いします。



(別紙)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等について（概要）

1 改正省令関係

(1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）からリン酸タイロシンの飼料及び飼料添加物の成分規格等を削除した。

(2) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和 51 年農林省令第 36 号）から、リン酸タイロシンに係る規定を削除した。

2 改正告示関係

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号）からリン酸タイロシンを削除した。

3 施行期日

平成 31 年 5 月 1 日

○農林水産省告示第七百六十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十二日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第三項の規定に基づき、飼料添加物を次のように定める。

一・二 (略)

三 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカス・フェカリス、エンテロコッカス・フェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、β-グルルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム、ブチリカム、コロルテトラサイクリン、サツカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。)、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、ニギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス コアグラニス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ピコザマイシン、ビフィドバクテリウム サイモフィラム、ビフィドバクテリウム シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス アシドフィルス、ラクトバチルス サリバリ

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第三項の規定に基づき、飼料添加物を次のように定める。

一・二 (略)

三 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカス・フェカリス、エンテロコッカス・フェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、β-グルルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム、ブチリカム、コロルテトラサイクリン、サツカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。)、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、ニギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス コアグラニス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ピコザマイシン、ビフィドバクテリウム サイモフィラム、ビフィドバクテリウム シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス アシドフィルス、ラクトバチルス サリバリ

四
(略)

ウス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

四
(略)

ウス、ラサロシドナトリウム、リパーゼ及びリン酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

附 則

この告示は、平成三十一年五月一日から施行する。

○農林水産省令第三十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十二日

農林水産大臣 吉川 貴盛

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

格 出 総

格 出 種

別表第1 (第1条関係)

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1) 飼料一般の成分規格

ア・イ (略)

ウ 次の表に掲げる対象飼料が含まることができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

対象飼料 飼料添加物名	鶏 (ブロイラーを除く。)		ブロイラー		豚 用		牛 用	
	幼すう 用・中 用	前 期 用	後 期 用	ほ乳 期 用	子 豚 期 用	ほ乳 期 用	幼 齡 期 用	肥 育 期 用
(略) (割 る)	(略)	(略)	(略)	(略) (割 る)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)
エ〜ツ (略)

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ (略)

ウ 次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

別表第1 (第1条関係)

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1) 飼料一般の成分規格

ア・イ (略)

ウ 次の表に掲げる対象飼料が含まることができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

対象飼料 飼料添加物名	鶏 (ブロイラーを除く。)		ブロイラー		豚 用		牛 用	
	幼すう 用・中 用	前 期 用	後 期 用	ほ乳 期 用	子 豚 期 用	ほ乳 期 用	幼 齡 期 用	肥 育 期 用
(略) リン 酸 イ ロ シ ン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略) 窒 素	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略) 力 価	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	11~ 44	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)
エ〜ツ (略)

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ (略)

ウ 次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

(略)	(略)
第3欄	亜鉛バシトランシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、ノシヘプタイド、フラボフオスフロリポール
(略)	(略)

エ〜チ (略)
 (3)〜(5) (略)
 2〜5 (略)

別表第2 (第2条関係)

1〜5 (略)
 6 飼料添加物一般の試験法 (略)

(1)〜(12) (略)
 (13) 抗生物質の力価試験法 (略)

標準品及び常用標準品
 標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗菌性物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質である。
 標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)

(略)	(略)
第3欄	亜鉛バシトランシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、ノシヘプタイド、フラボフオスフロリポール、 <u>酸</u> タイロシン
(略)	(略)

エ〜チ (略)
 (3)〜(5) (略)
 2〜5 (略)

別表第2 (第2条関係)

1〜5 (略)
 6 飼料添加物一般の試験法 (略)

(1)〜(12) (略)
 (13) 抗生物質の力価試験法 (略)

標準品及び常用標準品
 標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗菌性物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質である。
 標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
(略) 標準タイ	(略) タイロシンA(C ₆ H ₁₁ N ₅ O ₂)	(略) 常用標準タイ	(略) タイロシンA

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

各抗菌性物質の定義

- ①～⑥ (略)
- (別る)

- ⑦～⑬ (略)

各抗菌性物質の力価の定義

- ①～⑥ (略)
- (別る)

- ⑦～⑱ (略)

常用標準希釈液の調製

常用標準希釈液は、常用標準品適量を量り、各条の規定に従い、調製した希釈原液を使用に当たって高低2種類の規定濃度に希釈した液である(以下、高濃度の希釈液を「S_{H1}」、低濃度の希釈液を「S_{L1}」という)。なお、常用標準品を量る場合には、別に規定する場合を除き、相対湿度50%以下の大気中で量り、化学はかりを用いる場合の秤取量は、次の表の常用標準品の秤取量の欄に掲げる量とし、同表の常用標準品の予備乾燥条件の欄に乾燥条件が記載されている場合にあつては、当該条件であらかじめ乾燥した後、規定量を量りとする。

また、希釈原液は、原則としてそれぞれ次の表の希釈原液の保存温度の欄に掲げる温度で保存して有効期間内に使用するものとし、常用標準希釈液は、用時調製する。

常用標準品名	常用標準品の秤取量	常用標準品の予備乾燥	希釈原液の保存温	希釈原液の有効期
--------	-----------	------------	----------	----------

ロシニン (略)	H ₂ NO ₂ (略)	ロシニン (略)	(略)
-------------	---------------------------------------	-------------	-----

各抗菌性物質の定義

- ①～⑥ (略)
- ⑦ タイロシン

*Streptomyces fradiae*の培養により得られるタイロシンA(C₁₆H₂₁NO₂)を主成分とするもの又はその他の方法により得られるこれと同一の物質をいう。

- ⑧～⑱ (略)

各抗菌性物質の力価の定義

- ①～⑥ (略)
- ⑦ タイロシン

タイロシンの力価は、タイロシンA(C₁₆H₂₁NO₂)としての量を重量(力価)で示す。1μg(力価)は、0.67RPa以下の減圧下で、60℃、3時間乾燥した標準タイロシン1μgに相当する。

- ⑧～⑱ (略)

常用標準希釈液の調製

常用標準希釈液は、常用標準品適量を量り、各条の規定に従い、調製した希釈原液を使用に当たって高低2種類の規定濃度に希釈した液である(以下、高濃度の希釈液を「S_{H1}」、低濃度の希釈液を「S_{L1}」という)。なお、常用標準品を量る場合には、別に規定する場合を除き、相対湿度50%以下の大気中で量り、化学はかりを用いる場合の秤取量は、次の表の常用標準品の秤取量の欄に掲げる量とし、同表の常用標準品の予備乾燥条件の欄に乾燥条件が記載されている場合にあつては、当該条件であらかじめ乾燥した後、規定量を量りとする。

また、希釈原液は、原則としてそれぞれ次の表の希釈原液の保存温度の欄に掲げる温度で保存して有効期間内に使用するものとし、常用標準希釈液は、用時調製する。

常用標準品名	常用標準品の秤取量	常用標準品の予備乾燥	希釈原液の保存温	希釈原液の有効期
--------	-----------	------------	----------	----------

	条件	度	間
(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(14)~(38) (略)

7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)~(120) (略)

(削る)

	条件	度	間
(略) 常用標準タイロ シン	(略) 約20mg(力価) 相当量以上	(略) 0.67kPa以 下、60℃、 3時間	(略) 5℃以下 7日
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(14)~(38) (略)

7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)~(120) (略)

(12) リン酸タイロシン
製造用原体

(ア) 成分規格

力価 本品は、タイロシンのリン酸塩の溶液であり、力価試験を行うとき、1mg中に350μg(力価)以上を含む。

物理的・化学的性質 本品は、淡黄色～黄色の粘性の液体で、僅かに特異な臭いを有する。

確認試験

① 本品10mg(9.5~10.4mg)に0.1mol/L塩酸試液を加えて10mlとし、この溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長286~291nmに吸収の極大を示す。

② 本品3mg(2.5~3.4mg)にアセトン2mlを加え、更に塩酸1mlを加えるとき、溶液は、薄い赤色を経て濃赤紫色に変わる。

③ 本品の水溶液(1→200)は、リン酸塩の定性反応①を呈する。

純度試験

① pH 本品のpHは、5.0~7.5でなければならぬ。

② 比重 本品の比重は、比重測定法第3法により試験を行うとき、1.00~1.50でなければならぬ。

③ 性状 本品0.20g(0.195~0.204g)を量り、水10mlを加え、混和するとき、その溶液は、微黄色～淡黄色で、澄明又

はほとんど透明でなければならぬ。

④ 重金属 本品1.0g(0.95~1.04g)を量り、重金属試験法第3法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mlを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くはならない(20 μ g/g以下)。

⑤ ヒ素 本品0.5g(0.45~0.54g)を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くはならない(4 μ g/g以下)。

蒸発残分 本品約1gを0.01gの桁まで量り、その数値を記録し、水浴上で蒸発乾固し、残留物を105°Cで5時間乾燥するとき、その量は、70%以下でなければならぬ。

強熱残分 5.0%以下(1g)

力価試験

寒天平板(単層) 試験菌を混和した7号培地10ml(内径100mmのペトリ皿にあっては11ml)を用いる。

試験菌 *Micrococcus luteus* ATCC 9341を用いる。

常用標準希釈液の調製 試験を行うために必要な量の常用標準品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、必要最小限度のメタノールを加えて溶かし、1ml当たりの濃度が約1 μ g(カ価)となるよう、4号緩衝液を加え、正確に一定容量とし、希釈原液とする。試験を行うために必要な量の希釈原液を全量ピペットを用いて量り、1ml当たりの濃度が10 μ g(カ価)及び2.5 μ g(カ価)となるよう、4号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。

試料溶液の調製 試験を行うために必要な量の本品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、4号緩衝液を加えて溶かし、1ml当たりの濃度(推定値)が約1 μ g(カ価)となるよう、正確に一定容量とし、試料原液とする。この原液適量を全量ピペットを用いて量り、1ml当たりの濃度(推定値)が10 μ g(カ価)及び2.5 μ g(カ価)となるよう、4号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度試料溶液及び低濃度試料溶液を調製する。

(4) 製造の方法の基準

*Streptomyces fradiae*のタイロシン生産菌株を好氣的に培養し、培養を終了した後、培養液のpHを調整し、固形分をろ過し、ろ液中のタイロシンを有機溶媒で抽出し、溶媒層を活性炭で処理した後、リン酸水溶液を加え、水層に転溶させ、リン酸塩として濃縮して製造すること。

(ク) 保存の方法の基準
遮光した気密容器に保存すること。

イ 製剤

(ア) 成分規格

本品は、リン酸タイロシン製造用原体に、賦形物質を加え、混和又は造粒した小片、粉末又は粒子である。

力価 本品は、力価試験を行うとき、表示力価の85～125%を含む。

物理的・化学的性質

① 本品は、黄白色～黄色又は淡黄褐色～褐色の小片、粉末又は粒子で、僅かに特異な臭いを有する。

② 本品は、2.00mmの標準網ふるいを通過する。

③ 本品は、発かびを認めない。

確認試験

① 本品の表示力価に従い、タイロシン約100mg(力価)を含む量を量り、水100mLを加え、10分間振り混ぜた後、ろ過する。ろ液1mLを分液漏斗に入れ、希水酸化ナトリウム試液50mL及びクロロホルム50mLを加え、よく振り混ぜた後、クロロホルム層をとり、無水硫酸ナトリウム3g(2.5～3.4g)を加え、振り混ぜる。この溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長280～284nmに吸収の極大を示す。

② 本品を必要に応じて粉碎し、表示力価に従い、タイロシン約15mg(力価)を含む量を量り、アセトン10mLを加え、15分間振り混ぜた後、ろ過する。このろ液2mLを量り、塩酸1mLを加えるとき、溶液は、薄い赤色を呈し、徐々に濃赤紫色に変わる。

③ 本品の表示力価に従い、タイロシン約300mg(力価)を含む量を量り、水100mLを加え、激しく振り混ぜた後、ろ過し、ろ液は、リン酸塩の定性反応①を呈する。

乾燥減量 12.0%以下(1g, 105°C, 3時間)

カ価試験

寒天平板 リン酸タイロシン製造用原体の規定を準用する。
試験菌 リン酸タイロシン製造用原体の規定を準用する。
常用標準希釈液の調製 リン酸タイロシン製造用原体の規定を準用する。

試料溶液の調製 本品を必要に応じて粉碎した後、表示カ価に従い、試験を行うために必要な量を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、試料の約50倍量の水又は4号緩衝液、一定容量を全量ピペットを用いて加え、かき混ぜた後、約40倍量のメタノール一定容量を全量ピペットを用いて加え、かき混ぜ、必要ならば、ろ過又は遠心分離を行い、1ml当たりの濃度が約100 μ g(カ価)となるよう、4号緩衝液を加え、正確に一定容量とし、試料原液とする。この原液適量を全量ピペットを用いて量り、以下リン酸タイロシン製造用原体の規定を準用する。

(イ) 製造の方法の基準

リン酸タイロシン製造用原体に、賦形物質を混和し、必要に応じて造粒して製造すること。

(ウ) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

(エ) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

有効期間 製造の翌月から2年
(略)

(121)～(157) (略)

(122)～(158)

(略)

附 則

この省令は、平成三十一年五月一日から施行する。

○農林水産省令第三十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七条第一項及び第二項第四号から第六号までの規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十二日

農林水産大臣 吉川 貴盛

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後

第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。

一〜十四 (略)
(削る)

別表第一 (第十四条関係)

特定飼料等の種類	備	技術上の基準
亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサ	(略)	(略)

改正前

第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。

一〜十四 (略)
十五 リン酸タイロシン

別表第一 (第十四条関係)

特定飼料等の種類	備	技術上の基準
亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサ	(略)	(略)

別表第二(第十五条関係)

ロシドナトリウム	特定飼料等の種類	(略)	(略)	亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデユラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
	備 特定飼料等検査設	(略)	(略)	
	技術上の基準	(略)	(略)	

別表第二(第十五条関係)

ロシドナトリウム リン酸タイロシ	特定飼料等の種類	(略)	(略)	亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデユラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、リン酸タイロシ
	備 特定飼料等検査設	(略)	(略)	
	技術上の基準	(略)	(略)	

別表第三(第十六条関係)

特定飼料等の種類 (略)	製造管理及び品質 管理の方法並びに 検査に関する組織 (略)	基準 (略)
亜鉛バシトラシン、 アピラマイシン、 アルキルトリメ チルアンモニウム カルシウムオキシ テトラサイクリン 、エンラマイシン 、クロルテトラサ イクリン、サリノ マイシンナトリウ ム、センデユラマ イシンナトリウム 、ナラシン、ノシ ヘプタイド、ピコ ザマイシン、フラ ボフォスフォリポ ール、モネンシン ナトリウム、ラサ ロシドナトリウム		

別表第三(第十六条関係)

特定飼料等の種類 (略)	製造管理及び品質 管理の方法並びに 検査に関する組織 (略)	基準 (略)
亜鉛バシトラシン、 アピラマイシン、 アルキルトリメ チルアンモニウム カルシウムオキシ テトラサイクリン 、エンラマイシン 、クロルテトラサ イクリン、サリノ マイシンナトリウ ム、センデユラマ イシンナトリウム 、ナラシン、ノシ ヘプタイド、ピコ ザマイシン、フラ ボフォスフォリポ ール、モネンシン ナトリウム、ラサ ロシドナトリウム 、リン酸タイロシ		

附 則

この省令は、平成三十一年五月一日から施行する。

○農林水産省告示第七百六十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十二日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

出 産

出 産

第2章 アミノ酸及び非アミノ酸の成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法

第2章 アミノ酸及び非アミノ酸の成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法

1 (略)

1 (略)

2 配合飼料の非アミノ酸の成分量 (略)

2 配合飼料の非アミノ酸の成分量 (略)

アミノ酸の種類	算出方法
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第2の8の(137)アミノ酸(その1)	(略)
同(137)	(略)
アミノ酸(その2の(1))	(略)
同(137)	(略)
アミノ酸(その2の(2))	(略)
同(137)	(略)
アミノ酸(その2の(3))	(略)

アミノ酸の種類	算出方法
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第2の8の(138)アミノ酸(その1)	(略)
同(138)	(略)
アミノ酸(その2の(1))	(略)
同(138)	(略)
アミノ酸(その2の(2))	(略)
同(138)	(略)
アミノ酸(その2の(3))	(略)

3・4 (略)

3・4 (略)

附 則

この告示は、平成三十一年五月一日から施行する。

平成 31 年 4 月 22 日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

(1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1}第3条第1項に基づき、省令^{※2}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。

(2) 今般、抗生物質の一種であるリン酸タイロシンを取扱うメーカーから指定取消し要望書が提出され、その他業界団体においても、今後、製造・輸入を行う意思はないことが確認されました。また、食品安全委員会が実施した薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価において、リスクの程度は「低度」と評価されたことから、リン酸タイロシンの飼料添加物としての指定を取り消すため、省令・告示^{※3}の一部を改正することになりました。

2 施行期日

平成 31 年 5 月 1 日

リン酸タイロシンの指定取消し後（平成 31 年 5 月 1 日以降）は、リン酸タイロシンを含有する飼料を販売の用に供するために製造し、若しくは保存し、又は使用すると飼料安全法違反となります。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）

2 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）

3 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号）

担当： 畜水産安全管理課

飼料安全基準班 古川、森、新井

TEL：03-3502-8111（内線：4546）